

# 第1回 香美市振興計画等審議会

令和7年9月30日

## 次第

- 1 市長あいさつ
- 2 審議会について
- 3 委員及び事務局自己紹介
- 4 会長・副会長選任
- 5 諮問
- 6 議題1 振興計画策定方針について
- 7 議題2 地方創生2.0の概要について
- 8 議題3 アンケート内容について
- 9 そのほか

### 【配布資料】

- ・審議会資料
- ・第2次香美市振興計画（抜粋）
- ・資料1 行政計画一覧
- ・資料2 第2次香美市振興計画 第8次実施計画（抜粋）
- ・資料3 第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
令和6年度PDCAサイクル進捗管理シート（抜粋）振興計画策定方針
- ・資料4 実施計画（見直し案）
- ・資料5 地方創生1.0/2.0の比較表
- ・資料6 市民向けアンケート
- ・資料7 工科大生向けアンケート
- ・資料8 中学生向けアンケート

## 1 市長あいさつ

## 2 審議会について

本会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく諮問機関に該当します。委員の身分は、特別職の非常勤職員で、任期は2年となっています。

調査及び審議する事項は、次のとおり。

- ① 香美市振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- ② 香美市振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。
- ③ 香美市振興計画及び総合戦略の見直しに関すること。

## 3 委員及び事務局自己紹介

所属	役職等	氏名
高知工科大学	副学長	岩田 誠
高知工科大学	教授	高木 方隆
高知工科大学	教授	上村 浩
香美市農業委員会	会長	岡田 修一
NPO 法人 いなかみ	代表理事	近藤 純次
香美市防災士連絡会	会長	武内 土佐雄
中央東福祉保健所	所長	谷脇 淑代
香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
香美市商工会	会長	三谷 勝義
物部森林組合	組合長	小松 律男
産業振興推進地域本部	地域産業振興監（物部川地域担当）	江口 悟
香美市教育委員会	委員	浜田 正彦

公募による委員は7月に募集しましたが、応募がないため不在となっています。

## 4 会長・副会長選任

会 長	
副会長	

## 5 諮問

## 6 議題1 振興計画策定方針

### (1) 現状と経過

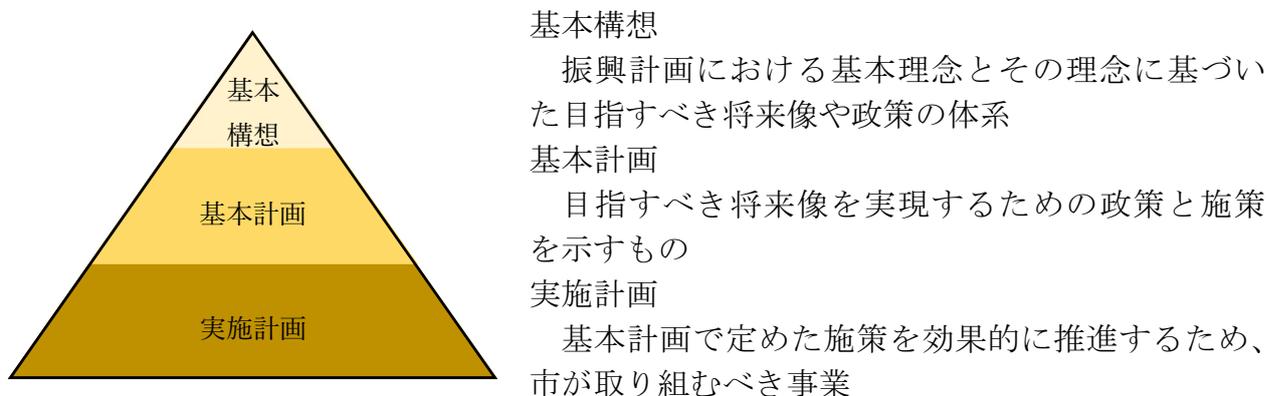
本市は2007年（H19）に第1次香美市振興計画を制定しました。2017年（H29）には、基本構想を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」とする第2次香美市振興計画（計画期間：2017年度～2026年度）を策定しました。

第2次香美市振興計画では、将来像を「進化する自然共生文化都市・香美市」とし、6つの基本指針に基づきまちづくりを推進しています。

### (ア) 構成

市町村の総合計画は、1969年（S44）の地方自治法改正により、基本構想の策定が義務付けられたことに端を発しています。自治省通知で提案された基本構想・基本計画・実施計画の三層構造は、2011年（H23）の地方自治法改正（総合計画の策定義務の撤廃）まで、全国の市町村で採用されていました。本市もこの流れを受け、これまで三層構造での計画策定を継続しています。

図1 振興計画の構成



基本構想については、以下の課題が指摘されています。

基本構想については、抽象度が高すぎるため、内容が理念的で分かりにくく、住民はもちろんのこと、実際に計画を推進する職員にとっても「自分ごと」として捉えにくく、形骸化しやすいといったことや成果主義、結果重視の行政へ移行するなかで、社会情勢の変化が速く、基本構想が策定後すぐに時代遅れになるといったことから、策定しない市町村も出てきています。

基本計画については、基本構想や実施計画と一体的に策定する市町村も見られます。

実施計画は、地方自治法改正後、基本方針と重点方針に絞ったコンパクトな内容に変化しており、策定しない自治体も増加傾向にあります。

### (イ) 計画期間

総合計画の計画期間は、基本構想を10年間、基本計画を5年間とする市町村が最も多くなっています。こちらも法改正前の総合計画において、計画期間が概ね10年を基本とするとされていたことから、その流れを現在も引き継いでいるためです。

本市においても、振興計画の計画期間は、10年間となっており、基本計画を前期、後期の5年間に分けて策定してきました。

最近では、市長の任期に合わせ基本計画を4年間とし、基本構想を8年間又は12年間とする自治体が増えてきています。

実施計画は、3年間とする市町村が最も多く、本市においてもこれまで3年間で作成してきました。

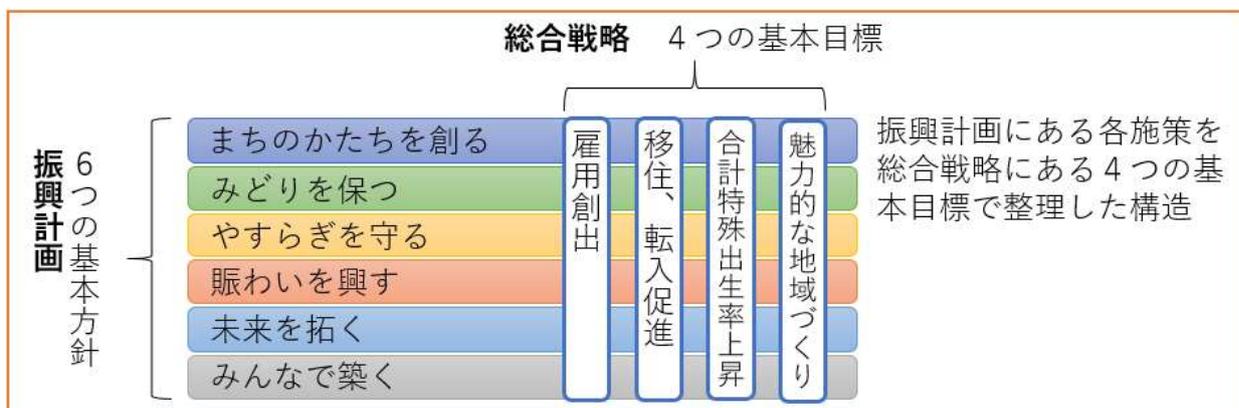
### (ウ) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一本化

振興計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、これまで個別に策定されてきましたが、両計画の混同が全国的に見られます。このため、近年は総合戦略を総合計画に一本化する市町村が増加しています。

本市においても、個別の事業が両計画に重複掲載され、進捗管理、評価を行っていましたが、計画期間の不一致等により、整合性が取りづらい状況にありました。また、進捗管理等を個別に行うこととなるため、非効率的な運用となっていました。

そこで、振興計画と総合戦略を一体化させ作成することが、今年2月の「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」で決定されました。

図2 振興計画と総合戦略の関係



## (2) 策定方針

### (ア) 構成

基本構想については、抽象度が高すぎるため、内容が理念的で分かりにくく、住民はもちろんのこと、実際に計画を推進する職員にとっても「自分ごと」として捉えにくく、形骸化しやすいといったことや成果主義、結果重視の行政への移行するなかで、策定しない市町村も出てきています。

本市の振興計画における基本構想も抽象度が高く、計画の一貫性確保よりも理想を掲げる内容となっています。この点については、市町村の事業を網羅的に含める必要があることから、致し方ない部分と考えられます。

ただし、第1章計画の基本理念において「基本理念」と「まちづくりの方向性」と似た概念が横並びに定められており、「基本理念」については、その説明がありません。

第2章将来目標として、「将来都市像」が定められていますが、目標として設定されているものは人口のみとなっており、「将来都市像」についてはその説明がありません。

そこで、まちづくりの方向性と基本理念に項目を分けずに基本理念としてまとめ、一定の共通認識が持てる程度の説明を付すこと及び将来都市像を具体化するための指標を人口以外にも設定します。

また、基本方針6「みんなで築く」にある施策は、職員の定数管理などの行政内部の事柄や業務のICT化や協働のまちづくり、高知工科大学との連携といった各種政策に横断的な手段が設定されており、手段の目的化とともとれる計画となっていますので、こちらの基本方針は、横断的な推進項目として別枠でまとめることとします。

基本計画は総合計画の中核を担い、本市の振興計画においても同様の役割を持つため、その策定は必須です。

しかし、現在の基本計画の内容は、現状分析、方向性、個別の施策紹介に留まり、進捗管理が不十分であることに加え、総合戦略への数値目標設定が義務付けられていることから、数値目標を設定します。

実施計画も目標値が未設定であり、取りまとめはされているものの進捗管理には至っていません。さらに、実施計画の各事業は、各分野の行政計画でも進捗管理されており、同一事業の評価が重複していることから、現在の様式や計画に掲載する基準を見直します。

### (イ) 計画期間

振興計画の計画期間は、基本計画の期間（5年間又は4年間）の選択に大きく左右されます。

5年間を採用するメリットは、関係する分野別計画の期間（5年・10年）との整合性が取りやすい点です。地方創生2.0も10年計画です。しかし、各計画の開始年次が不一致のため、このメリットは十分に発揮されていません。

4年間を採用する理由は首長の任期に合わせられることであり、選挙公約との整合性確保や迅速な政策転換が可能となります。しかし、計画途中の見直しによる行政コスト増、取組の中断、無駄が生じ、一貫性のあるまちづくりが阻害される懸念があります。

実施計画は、3年間のローリング方式を採用しており、各課の事業担当が3年間の計画を毎年策定していますが、予算を含めて3年後の計画を立てることは非常に困難であり、

次年度又は当年度と同じ内容となっていることがほとんどです。また、掲載事業の多くが現状維持とならざるを得ない事業ですので、今後は計画期間を2年間に見直すこととします。

図3 各計画の計画期間（基本構想10年 基本計画5年）



図4 各計画の計画期間（基本構想12年 基本計画4年）



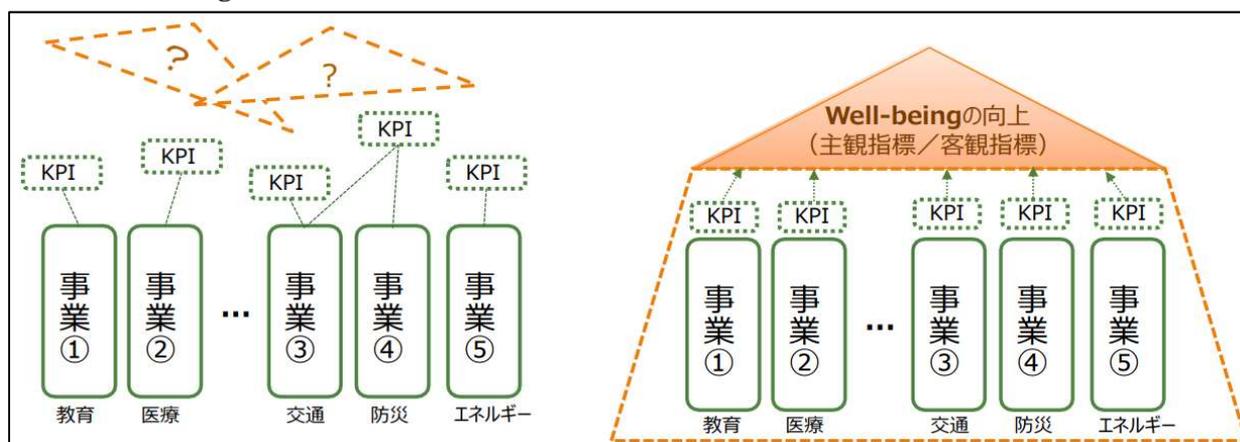
(ウ) 策定にあたっての考え方

約20年間で行政計画が大幅に増加し、事務負担の増大が課題となっています。この問題は、全国知事会においても問題提起され、「経済財政運営と改革の基本方針2022」にて、新たな計画等の策定の義務付けは必要最小限にすることや各種計画の統合を可能とすることが閣議決定されました。これを受け、全庁的なもので且つ比較的小規模な計画は振興計画に取り込むこととします。

第2期振興計画後期計画から導入しました持続可能な開発目標（SDGs）に加え、地域幸福度（ウェルビーイング）指標の視点も盛り込むこととします。

こちらの指標を計画の成果に位置付けることで、これまで見えてこなかった計画に基づく各事業の成果が可視化できることに加えて、他市町村と本市の状況を比較できるようになります。また、整備済みのオンラインでのアンケートシステムを利用することで、安価に定期的な状況確認ができるようになります。

図 Well-Being 指標の活用



出典 地域幸福度(Well-Being)指標利活用ガイドブック (デジタル庁)

### (3) 策定体制とスケジュール

振興計画と総合戦略の一体的な作成に伴い、既存の「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を廃止し、「香美市振興計画審議会」と統合して「香美市振興計画等審議会」を設置しました。

同様に、「香美市まち・ひと・しごと創生・移住定住推進本部」を廃止し、「香美市振興計画等推進本部」を設置しました。

まちづくり委員会は本計画策定におけるワークショップ的な位置づけとし、まちづくり委員会及び香美市振興計画等推進本部で計画素案を作成後、香美市振興計画等審議会へ諮る予定です。

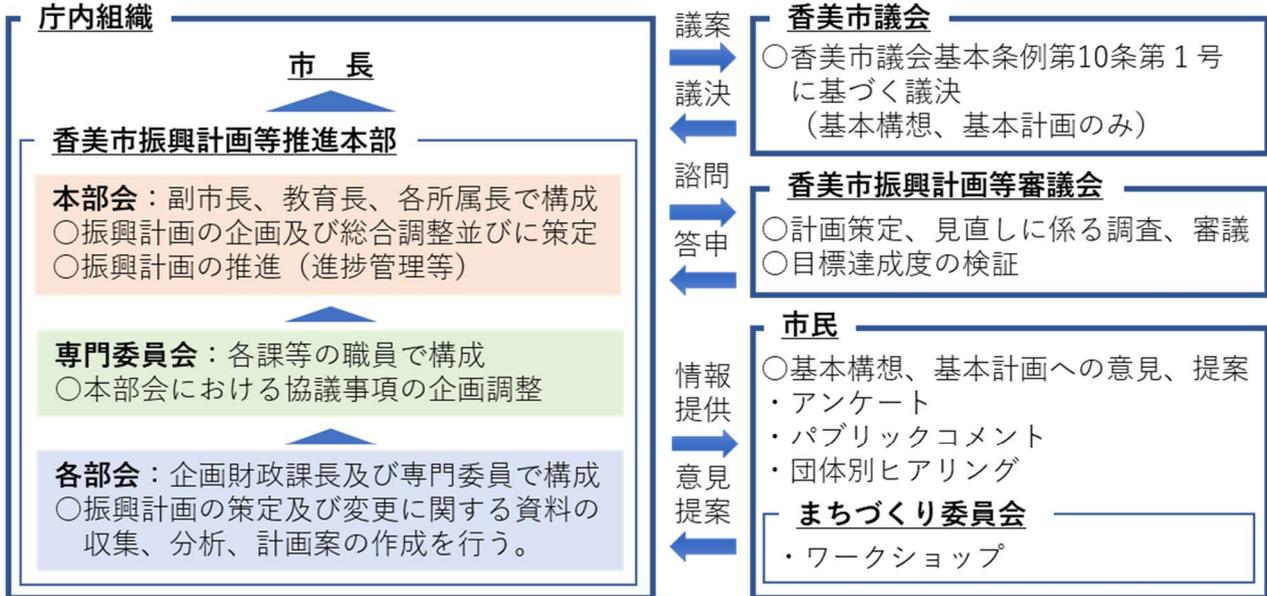
スケジュールとしては、年内にアンケートを終了させ、次期計画を策定していくうえでの前提となる新たな人口ビジョンを年度内に作成することを予定しています。

この間に、香美市振興計画等推進本部では実施計画の見直しを進め、完了次第、基本計画の見直しと関係団体へのヒアリングを進めていくこととなります。

来夏には見直し案を固めて、市長へ答申します。本案を受けて、パブリックコメントを実施し、香美市振興計画等推進本部で案を固めたうえで、議会へ上程することを考えています。

▷ 策定体制

- 既存の「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」は廃止し、「香美市振興計画審議会」と統合し、「香美市振興計画等審議会」を設置する。  
また、「香美市まち・ひと・しごと創生・移住定住推進本部」は廃止し、「香美市振興計画等推進本部」を設置する。



▷ スケジュール

R7年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会			報告・条例改正									報告
審議会			公募			委嘱	諮問開催					開催
まち委						キックオフ		基本構想素案検討				
市民			意見募集				アンケート 団体ヒアリング				基本計画素案作成	
推進本部							実施計画・基本計画振り返り		基本構想素案検討			
事務局	策定方針(案)作成					委託契約		人口ビジョン素案作成				
R8年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会							報告		報告			議決
審議会				開催		開催	開催 答申					
まち委			基本計画素案検討									
市民								パブコメ				
推進本部		基本計画素案策定			基本計画素案修正				振興計画素案修正			
事務局	トップインタビュー											上程

## 7 議題2 地方創生2.0の概要について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の前提となる「地方創生2.0基本構想」が令和7年6月13日に閣議決定されました。新たな総合戦略は年内に策定される予定です。

本市の総合戦略は、振興計画の事業のうち、この国の新たな総合戦略に合致するものを抽出し、取りまとめる形で策定します。

「地方創生2.0基本構想」の最大の特徴は、人口減少を阻止するのではなく、人口減少を前提とした施策展開に大きく方針転換した点です。これは、少子化対策、雇用対策、移住推進による地方人口維持という根本原因解消ではなく、人口減少に伴う諸問題への対応を主眼とするものです。

## 8 議題3 アンケートの実施について

市民向けアンケート及び高知工科大学学生向けアンケート、中学2年生向けアンケートの3種類のアンケートを予定しています。

市民向けアンケートについては、地域幸福度（ウェルビーイング）標準設問に本市独自の質問を追加した形に改めています。

高知工科大学学生向けアンケートは、今夏のインターンシップ実習生と検討しつつ作成しました。

中学2年生向けアンケートは、前回アンケートを基に、重複内容の見直しや昨今の情勢に合わせた質問修正を行いました。

結果として、アンケートの内容を大きく変えることとなり、過去の結果との比較は難しくなっていますが、バランスの取れた状況把握や結果を事業の見直しに反映させやすいものとなりました。

## 9 そのほか

## 資料

### 委員名簿

項番	所属	役職等	氏名
1	高知工科大学	副学長	岩田 誠
2	高知工科大学	教授	高木 方隆
3	高知工科大学	教授	上村 浩
4	香美市農業委員会	会長	岡田 修一
5	NPO 法人 いなかみ	代表理事	近藤 純次
6	香美市防災士連絡会	会長	武内 土佐雄
7	高知県中央東福祉保健所	所長	谷脇 淑代
8	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
9	香美市商工会	会長	三谷 勝義
10	物部森林組合	組合長	小松 律男
11	高知県産業振興推進部 産業振興推進地域本部	地域産業振興監 (物部川地域担当)	江口 悟
12	香美市教育委員会	委員	浜田 正彦

○香美市振興計画等審議会条例

平成18年3月1日  
条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 香美市振興計画(以下「振興計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関すること。
- (2) 振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。
- (3) 振興計画及び総合戦略の見直しに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

6 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。